

令和4年度

宮崎市健全化判断比率
及び資金不足比率審査意見書

宮崎市監査委員

宮 監 第 7 1 号

令和5年8月18日

宮崎市長 清山 知憲 殿

宮崎市監査委員	阪 元 勇
宮崎市監査委員	松 浦 史典
宮崎市監査委員	上 田 武広
宮崎市監査委員	関 師 勝幸

令和4年度宮崎市健全化判断比率等の審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により審査に付された令和4年度宮崎市健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類について、次のとおり意見を提出します。

令和4年度宮崎市健全化判断比率審査意見

第1 種類

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定に基づく審査

第2 対象

令和4年度宮崎市健全化判断比率

実質赤字比率

連結実質赤字比率

実質公債費比率

将来負担比率

第3 着眼点

審査に付された健全化判断比率の算定とその算定の基礎となる事項を記載した書類の作成が正確であるか、関係法令等に基づき適正に作成されているかを主たる着眼点として審査を行った。

第4 主な実施内容

宮崎市監査基準第15条及び第16条に準拠し、令和4年度宮崎市健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について、関係法令に基づき作成されているか又それらの計数が正確であるかを確認するとともに、各種帳簿及び提出された書類と照合した。

併せて、算定内容について、関係職員から説明を聴取し審査した。

第5 期間

令和5年8月4日から令和5年8月18日まで

第6 審査の結果

令和4年度宮崎市健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律その他関係法令に基づいて適正に作成・算定されていると認めた。

第7 審査意見

実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、いずれも赤字が存在しておらず、健全性は確保されている。

実質公債費比率については6.8%で、早期健全化基準の25.0%を下回っており、健全性は確保されている。

将来負担比率については30.1%で、早期健全化基準の350.0%を下回っており、健全性は確保されている。

【参考】 審査に付された健全化判断比率

区 分	令和4年度	令和3年度	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	—	11.25%	20.00%
連結実質赤字比率	—	—	16.25%	30.00%
実質公債費比率	6.8%	6.6%	25.0 %	35.0 %
将来負担比率	30.1%	41.6%	350.0 %	

(注) 1 「実質赤字比率」の「—」は、実質赤字額がないことを示す。

2 「連結実質赤字比率」の「—」は、連結実質赤字額がないことを示す。

3 数値は、財政課提出資料による(令和5年8月18日現在)。

令和4年度宮崎市資金不足比率審査意見

第1 種類

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定に基づく審査

第2 対象

令和4年度宮崎市資金不足比率
(地方公営企業法適用事業会計)

水道事業会計

工業用水道事業会計

公共下水道事業会計

農業集落排水事業会計

田野病院事業会計

(地方公営企業法非適用事業会計)

卸売市場特別会計

公設合併処理浄化槽事業特別会計

宅地造成事業特別会計

第3 着眼点

審査に付された資金不足比率の算定とその算定の基礎となる事項を記載した書類の作成が正確であるか、関係法令等に基づき適正に作成されているかを主たる着眼点として審査を行った。

第4 主な実施内容

宮崎市監査基準第15条及び第16条に準拠し、令和4年度宮崎市資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について、関係法令に基づき作成されているか又それらの計数が正確であるかを確認するとともに、各種帳簿及び提出された書類と照合した。

併せて、算定内容について、関係職員から説明を聴取し審査した。

第5 期間

令和5年8月4日から令和5年8月18日まで

第6 審査の結果

令和4年度宮崎市資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律その他関係法令に基づいて適正に作成・算定されていると認めた。

第7 審査意見

資金不足比率については、すべての会計において資金不足は生じておらず、健全性は確保されている。

【参考】 審査に付された資金不足比率

区 分	令和4年度	令和3年度	経営健全化基準
水道事業会計	—	—	各会計とも 20.0%
工業用水道事業会計	—	—	
公共下水道事業会計	—	—	
農業集落排水事業会計	—	—	
田野病院事業会計	—	—	
卸売市場特別会計	—	—	
公設合併処理浄化槽事業特別会計	—	—	
宅地造成事業特別会計	—	—	

(注) 1 「資金不足比率」の「—」は、資金不足額がないことを示す。

2 数値は、財政課提出資料による（令和5年8月18日現在）。